

詳細は、必ず「補助金実施要領」「留意事項」等をご確認ください。

対象経費	具体的な内容
<p><b>外来対応医療機関<sup>(注)</sup>の新設に伴い必要不可欠な初度設備等に係る経費</b></p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>注 令和5年3月10日以降、新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療検査医療機関）の対応を行い、 <u>少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関</u></p> </div> <p>【上限額】 <b>1施設当たり 上限 50万円</b></p> <p>【対象期間】 令和5年4月1日から令和5年9月30日に生じた経費</p>	<p><b>ア 患者案内のための看板の設置料</b></p>
	<p><b>イ ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費</b></p>
	<p><b>ウ 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費</b></p>
	<p><b>エ 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費</b></p>
	<p><b>オ 非接触サーモグラフィーカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費</b></p>